

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について

令和 5 年 5 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと
して、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 7規格

改正区分	基準数
①採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	7
②未採用のJISを、新たに採用するもの	0

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数：0規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：6月実施予定（30日間）

(2) 改正：8月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-29 (2023)	JIS C 9335-2-29:2019 +追補1:2023	IEC 60335-2-29第5版 (2016) +Amd.1(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－29部: バッテリチャージャの個別要求事項	J60335-2-29 (2019)	JIS C 9335-2-29:2019
2	J60335-2-32 (2023)	JIS C 9335-2-32:2023	IEC 60335-2-32第5版 (2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－32部: マッサージ器の個別要求事項	J60335-2-32 (H30)	JIS C 9335-2-32:2018
3	J60335-2-40 (2023)	JIS C 9335-2-40:2022 +追補1:2023	IEC 60335-2-40第6版 (2018)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－40部: エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	J60335-2-40 (H20)	JIS C 9335-2-40:2004
4	J60335-2-60 (2023)	JIS C 9335-2-60:2023	IEC 60335-2-60第4版 (2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－60部: 渦流浴槽機器、渦流スバ及びこれらに類する機器の個別要求事項	J60335-2-60 (H30)	JIS C 9335-2-60:2017
5	J60335-2-96 (2023)	JIS C 9335-2-96:2023	IEC 60335-2-96第2版 (2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－96部: 室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	J60335-2-96 (2019)	JIS C 9335-2-96:2019
6	J60947-4-1 (2023)	JIS C 8201-4-1:2023	IEC 60947-4-1第4版(2018)	低圧開閉装置及び制御装置 －第4－1部: 接触器及びモータスタータ: 電気機械式接触器及びモータスタータ	J60947-4-1 (2020)	JIS C 8201-4-1:2020
7	J60974-6 (2023)	JIS C 9300-6:2023	IEC60974-6第3版(2015)	アーク溶接装置 －第6部: 限定使用率アーク溶接装置	J60974-6 (H26)	JIS C 9300-6:2013

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-29 (2023)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-29:2019 + 追補 1:2023 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 — 第 2-29 部 : バッテリチャージャの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、リップルフリーの直流 250V 以下の出力をもち、定格電圧が 250V 以下の家庭用及びこれに類するバッテリチャージャの安全性について規定する。
注記 リップルフリーとは、直流成分の 10%以下の範囲で変動する実効値電圧を許容することをいう。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】 直流電源装置
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
1	国際規格動向を踏まえ、適用範囲の直流出力電圧を 120V 以下から 250V 以下に拡大
3. 5. 101A~103	タイプ0/バッテリチャージャ、タイプ1/バッテリチャージャ、タイプ2/バッテリチャージャの定義を追加。
7. 6	表示記号“屋内使用専用”と “雨にさらさない” を追加。  
7. 12	取扱説明書の記載事項に、各タイプのバッテリチャージャに係る項目を追加。
10. 101	タイプ別に直流出力電圧の制限を規定。タイプ0:42.4Vを超えない、タイプ1:120Vを超えない、タイプ2:250Vを超えない。
附属書 BB	タイプ2/バッテリチャージャで使われる絶縁変圧器に関する要求を追加。

2 J60335-2-32 (2023)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-32:2023 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 — 第 2-32 部 : マッサージ器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下の家庭用及びこれに類する電気マッサージ器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】 電気マッサージ器
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
11. 3	温度上昇試験として、測定用プローブを用いた測定方法を規定するとともに、プローブの形状、材質などの規定を追加。
11. 8	温度上昇試験における最大温度上昇限度値を規定。
21. 101	落下試験において、対応国際規格の試験方法を適用。

3 J60335-2-40 (2023)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-40:2022 + 追補 1:2023 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 — 第 2-40 部 : エアコンディショナ及び除湿器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の場合は 600V 以下で、電動圧縮機をもつヒートポンプ（ヒートポンプ給湯器を含む。）、エアコンディショナ及び除湿機、並びに水循環式ファンコイルユニットの安全性について規定する。
この規格は、可燃性冷媒使用における特別の要求事項を規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】 電気冷房機、電気除湿機、等
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
1	地球温暖化対策に向け、不燃性冷媒の代替として、可燃性冷媒を適用範囲に追加。

項目番号	概要
3. 120、3. 141 など	可燃性冷媒、A2L冷媒 など可燃性冷媒の追加に関連する定義を追加。
7. 6	可燃性物質、A2L(低燃焼速度物質) など関連する表示記号を追加。  
21. 2	可燃性冷媒使用機器は輸送中の振動の影響を確認するための振動試験を追加。
附属書 BB	冷媒の特性情報を追加。
附属書 DD	可燃性冷媒を使用する機器の取扱説明書、保守説明書及び据付説明書への記載要求事項を追加。
附属書 FF	冷媒の模擬漏えい試験を追加。
附属書 GG	冷媒充填量限度、充填時の機器換気要求事項、冷媒充填量による安全対策などの規定を追加。
附属書 JJ	微燃性冷媒(A2L冷媒)使用機器における燃焼防止のための要求事項を追加。
附属書 LL	A2L冷媒用冷媒検知システムを追加。
附属書 MM	冷媒センサ位置確認試験を追加。

4 J60335-2-60 (2023)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-60:2023 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 — 第 2-60 部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する屋内用及び屋外用の渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器であって、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のものの安全性について規定する。
この規格は、既設の浴槽に空気を供給したり、その水を循環させたりする機器にも適用する。
- ・電気用品名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】浴槽用電気温水循環浄化器、浴槽用電気気泡発生器
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
3. 5. 102 3. 5. 103	渦流浴槽機器及び渦流スパは、排水を意図するか意図しないかの違いであるため、定義を意識し、違いが明確になる書き方にした。
7. 1	旧規格では、浴槽の水質維持のため、噴出口の水温が一時的に 50 °C を超える間は入浴禁止としていたが、入浴禁止にせずとも、噴出口から離ればよいとため、水温上昇時の警告を、使用禁止から、噴出口へ接近をしないなどの内容に修正し、警告内容として“警告中は噴出口に近づかない旨、又は離水する旨”を機器本体に表示することとした。
22. 106	対応国際規格では、クラスⅠの持ち運び可能な渦流スパの、水に接触する全ての金属部品に、保護接地に接続することを要求し、水と接触する金属部品は、耐食性を要求しているため、この規格でも規定した。また、クラスⅡ機器の持ち運び可能な渦流スパでも同様に規定した。
25. 1	対応国際規格では、持ち運び可能な渦流スパに関する電源への接続手段及び電源コードの長さを規定したため、この規格でも規定した。
25. 5	対応国際規格では、持ち運び可能な渦流スパの電源コードの取付方法を規定したため、この規格でも規定した。
25. 7	対応国際規格では、持ち運び可能な渦流スパの電源コードの強度及び特性を規定したため、この規格でも規定した。

5 J60335-2-96 (2023)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-96:2023 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 — 第 2-96 部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相の場合には 250 V 以下、その他の場合には 480 V 以下の床、1.2 m 未満及び 2.3 m を超える高さの壁並びに天井に組み込むことを目的とし、室内暖房のために室内に設置するシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の安

全性について規定する。

・電気用品名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】電熱ボード、電熱シート

・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条1 5.101、 7.1	高さ 1.2 m 未満及び 2.3 mを超える高さの壁に設置されたシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器に特定の要件を追加。

6 J60947-4-1 (2023)

・採用する JIS：JIS C 8201-4-1:2023 低圧開閉装置及び制御装置—第4—1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ

・適用範囲：この規格は、定格電圧が交流 1000V 以下又は直流 1500V 以下の配電回路及びモータ回路に接続する装置について規定する。

・電気用品名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】電磁開閉器

・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条1 附属書 P 附属書 Q	短絡保護の機能を持つ開閉機器であるモータ保護用開閉機器(MPSD)に関する規定の追加
5.4	トッランナーモータに対応した使用負荷種別AC-3eの新設
6.3	製品使用後の廃却及び分解に関する使用者へ提供する指示内容に関する規定の追加
8.1.16	電子部品の故障及び異常状態の分析・試験に関する規定の追加
附属書 JB 附属書 JC	過負荷リレー(過電流継電機構)の国内独自規定の追加

7 J60974-6 (2023)

・採用する JIS：JIS C 9300-6:2023 アーク溶接装置—第6部：限定使用率アーク溶接装置

・適用範囲：この規格は、非専門家が使用するために設計した、アーク溶接及びプラズマ切断電源並びに補助装置の、安全要求事項、性能要求事項及び電磁両立性（EMC）要求事項について規定する。

・電気用品名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】アーク溶接機

・主な改正内容：

項目番号	概要
1、19A	電磁両立性(EMC)及びその要求事項を追加。
6.2.1.2	水の浸入保護について、試験方法及び合否判定基準を明確にするため JISC 0920Iによる等級に対応した防水試験を追加。
7.4.1	温度要求事項として、JIS C9300-Iの表6(巻線、整流子及びスリップリングの温度限界値)を引用追加。
9.3	温度保護装置の要求事項を表2(最高温度限度値)として追加
13	制御回路の要求事項としてJIS C9300-Iの制御回路の項を引用追加